

火災分類

【火災の定義】

- ・以下の全てが含まれているものが火災
 - ①人の意図に反して発生し、もしくは拡大し、または放火により発生したもの
 - ②消火の必要がある燃焼現象
 - ③消火するために消火施設またはこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とするもの、または人の意図に反して発生し、もしくは拡大した爆発現象
- ※爆発現象の場合は②および③の有無にかかわらず火災とする。

【火災の種別による分類】

①建物火災

- ・建物またはその収容物が焼損した火災
- ・建物とは土地に定着する工作物のうち、屋根およびもしくは壁を有するもの、観覧のための工作物または地下もしくは高架の工作物に設けた事務所・店舗・興業場・倉庫その他これらに類する施設(貯蔵槽その他これに類する施設を除く。)をいう。
- ・原則1.5㎡以上の建物を取り扱う。
- ・収容物とは原則として柱・壁等の区画の中心線で囲まれた部分に収容されている物をいう。

②林野火災

- ・森林、原野または牧野が焼損した火災
- ・森林とは木竹が集団して生育している土地、およびその土地の上にある立木竹と、これらの土地以外で木竹の集団的な生育に供される土地をいう。
- ・原野とは雑草・灌木類が自然に生育している土地で、人が利用しないものをいう。
- ・牧野とは主として、家畜の放牧または家畜の飼料、もしくは敷料の採取の目的に供される土地(耕地の目的に供される土地を除く。)をいう。

③車両火災

- ・自動車車両、鉄道車両および被けん引車またはこれらの積載物が焼損した火災
- ・自動車車両とは鉄道車両以外の車両で、原動機によって運行することができる車両をいう。
- ・鉄道車両とは鉄道事業法における旅客・貨物の運送を行うための車両またはこれに類する車両をいう。
- ・被けん引車とは原動機により運行することができる車によって、けん引させる目的で作られた車をいう。

④船舶火災

- ・船舶またはその積載物が焼損した火災
- ・船舶とは独行機能を有する帆船・汽船・端船、独行機能を有しない住居船・倉庫船、はしけ等をいう。

⑤航空機火災

- ・航空機またはその積載物が焼損した火災
- ・航空機とは人が乗って航空の用に供することができる飛行機・回転翼航空機・滑空機・飛行船等の機器をいう。

⑥その他火災

- ・建物火災、林野火災、車両火災、船舶火災、航空機火災以外の火災

火災分類

【焼損程度による分類】

①全焼

- ・建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の70%以上のもの、または、これ未満であっても残存部分に補修を加えて再使用できないもの

②半焼

- ・建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の20%以上のもので、全焼に該当しないもの

③部分焼

- ・建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の20%未満のもので、ぼやに該当しないもの

④ぼや

- ・建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の10%未満であり、かつ、焼損床面積が1 m²未満のもの
- ・建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の10%未満であり、かつ、焼損表面積が1 m²未満のもの
- ・収容物のみ焼損したもの

【出火原因による分類】

①失火

- ・過失により発生した火災

②放火、放火の疑い

- ・作為的に火を放ったか、またはそれと疑わしい火災

③自然発火

- ・酸化、薬品混合、摩擦などにより発熱発火したもの

④再燃

- ・火災が発生して消火行為がなされたにもかかわらず、事後に再度出火したもの

⑤天災

- ・地震、雷、噴火などによって発火した火災

⑥不明

- ・①～⑤以外で発火したもの